

加古川市児童補聴器購入費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条に規定する補装具費の支給の対象とならない聴力の低い児童の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発育を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「補聴器購入費」及び「補聴システム購入費」とは、新たに補聴器若しくはFM補聴システム等（一式）を購入する経費及び耐用年数経過後に補聴器を更新する経費とし、「耳あて等交換費」とは、耳あて（イヤモールド）及び耳穴型シェル（オーダーメイド）の交換に要する経費とする。

(助成対象)

第3条 この事業の対象とする者（以下「助成対象者」という。）は次に掲げる要件のいずれにも該当する者であって、その保護者（民法第4条の規定にかかわらず、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間は、それまで保護者であった者を引き続き保護者とする。以下同じ。）が市内に住所を有する者とする。

- (1) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (2) 原則として、両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること。

(助成対象からの除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

- (1) 助成対象者及び保護者の、申請しようとする月の属する年度（4月から6月までの場合にあっては前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）

の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が23万5千円以上の場合

(2) 保護者が助成対象者の生計を維持できない場合は、助成対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で助成対象者の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）について、申請しようとする月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が23万5千円以上の場合

(3) 助成対象者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づき、補聴器の給付等が受けられる場合

(4) この要綱に基づいて、助成の決定を受けてから別表1及び別表3に定める耐用年数を経過していないもの。

2 前項の所得割の額を算定する場合には、次に掲げる方法により算定するものとする。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 助成対象者及び保護者が申請しようとする月の属する年度の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有していたとき（地方税法第737条の2第2項の規定の適用を受けるときを除く。）は、その者を同日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなすものとする。

(3) 助成対象者及び保護者が申請しようとする月の属する年度の1月1日において、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していたとき（地方税法第737条の2第1項の規定の適用を受けるときに限る。）は、その者を同日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなすものとする。

（助成金の額等）

第5条 この助成金の額及び補聴器等の耐用年数は、次に定めるところとする。ただし、助成を受けようとする補聴器購入費等の額が次の各号に定める額に満たない場合は、補聴器購入費等の額を上限額とする。

- (1) 補聴器購入費として別表1に定める1台あたりの助成額及び耐用年数
- (2) 補聴システム購入費として別表2に定める1式あたりの助成額及び耐用年数
- (3) 耳あて等交換費として別表3に定める1個あたりの助成額及び耐用年数

2 1回に申請できるのは、別表1及び別表3に定める項目につき、あわせて1項目のみとし、別表2の補聴システムについては、別表1または別表3の項目と重複して申請できる。なお、補聴器、耳あて等は両耳で2台（個）まで、FM補聴システム等（一式）は1システムとする。

（申請）

第6条 助成を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、児童補聴器購入費等助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

- (1) 法第59条第1項の規定による指定医療機関の医師が、助成対象者の聴力検査を実施し、交付した児童補聴器購入費等助成意見書（様式第2号）
- (2) 前号の意見書に基づき、補聴器販売事業者（以下「事業者」という。）が作成した補聴器等の見積書
- (3) 保護者又は生計維持者の所得証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（審査）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査するものとする。

(決定)

第8条 市長は、前条の審査により助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成を決定（以下「助成決定」という。）したときは、児童補聴器購入費等助成決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）及び児童補聴器購入費等助成券（様式第4号。以下「助成券」という。）を交付するものとし、却下することを決定したときは、児童補聴器購入費等助成申請却下通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補聴器等の購入)

第9条 前条の助成決定を受けた者（以下「助成決定対象者」という。）は、前条の規定による助成決定後速やかに、決定通知書に記載された事業者において、補聴器等を購入するものとする。

(助成金の支給の請求及び支払い)

第10条 助成決定対象者は、補聴器等を購入したときは、速やかに児童補聴器購入費等助成金請求書（様式第6号）に領収書及び助成券を添えて、市長に助成金の支給の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、内容を審査のうえ、助成金を支払うものとする。

(代理受領)

第10条の2 助成金の支払いについては、償還払いを原則とするが、助成決定対象者の利便性を考慮し、次の各号を満たす場合に限り代理受領ができるものとする。

(1) 助成決定対象者が希望する事業者と市長の間で代理受領に係る契約を締結していること。ただし、加古川市補装具費の支給に関する要綱（平成18年10月1日福祉部長決定）に基づく代理受領契約を締結し、別表1及び別表3の「名称」欄に掲げるものについて取り扱う事業者は、代理受領契約を締結しているものとみなすことができる。

(2) 助成決定対象者が、事業者に代理受領の委任をしていること。

2 事業者は、代理受領に係る請求書に、代理受領に対する委任状及び助成券を添えて、市長へ提出し、市長は審査のうえ、支払うものとする。

(助成決定の取消し及び助成金の返還)

第11条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、助成決定の全部または一部を取り消し、既に支払った助成金の全部または一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 偽りその他不正の行為により助成決定を受けたとき。

(2) 助成を受けて購入した補聴器等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、貸付し、又は担保に供したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定及び同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条に1項を加える規定（同条第2項第4号の規定は除く。）は決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市児童補聴器購入費等助成事業実施要綱第4条第2項第4号の規定は、平成30年9月1日以後に行われる補聴器の購入又は修理に係る申請について適用し、平成30年9月1日以前に行われた補聴器の購入又は修理に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月17日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第6号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市児童補聴器購入費等助成事業実施要綱第4条第2項の規定は、施行日以後に行われる補聴器の購入又は修理に係る申請について適用し、施行日前に行われた補聴器の購入又は修理に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

項目	名 称	1 台当たりの助成額 (円)	補聴器に含まれるもの	耐用年数
補聴器購入費	ポケット型	40,000	①補聴器本体 (電池を含む) ②耳あて (イヤモールド：必要とする場合)	5 年
	耳かけ型			
	耳穴型 (レディメイド)			
	骨導式ポケット型			
	骨導式眼鏡型	100,000	①補聴器本体 (電池を含む) ②平面レンズ	
	耳穴型 (オーダーメイド)		①補聴器本体 (電池を含む)	

別表 2 (第 5 条関係)

項目	名 称	1 式当たりの助成額 (円)	補聴システムに含まれるもの	耐用年数
補聴システム購入費	F M 補聴システム (一式) (ロジャーシステム含む)	100,000	①送信機 (充電電池を含む。) ②受信機	5 年

※ロジャーシステムの助成にあたっては、助成対象者の聴力レベル、生活環境その他真にやむを得ない事情により、F M 補聴システムではなくロジャーシステムである必要性が認められるものか、慎重に審査すること。

別表 3 (第 5 条関係)

項目	名 称	1 個当たりの助成額 (円)	耐用年数
交換費	耳あて (イヤモールド)	6,000	3 ヶ月
	耳穴型シェル (オーダーメイド)	18,000	

様式第1号（第6条関係）

児童補聴器購入費等助成申請書

年 月 日

加古川市長 様

(対象者の保護者)

住 所

氏 名

(対象者との続柄)

個人番号

下記のとおり児童補聴器購入費等の助成を申請します。

児童補聴器購入費等助成申請にあたり、市が私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対 象 者	住 所					
	フリガナ 氏 名				個人 番号	
					電 話	
	生年月日		性別		FAX	
身体障害者手帳の 申請の有無	有 ・ 無					
購入する補聴器の 種類または交換する 耳あて等の種類・個数	補聴器		耳あて等			
最近5年間における児童補聴器購入費等助成事業による 補 聴 器 購 入 の 有 無				有 ・ 無 (有りの場合: 市・町)		
耳あて等のみ の申請の場合	受診医療機関	医療機関名				
		所在地				
	利用中の補聴器 種目・型番	電話番号				
希 望 す る 補 聴 器 販 売 者		名 称				
	所在地					
	電 話		FAX			

様式第2号（第6条関係）

児童補聴器購入費等助成意見書

氏名						
住所						
障害の種類			オーディオグラム（注2） 聴力検査 オーディオメーターの形式_____			
聴力 （注1）	右					
	左					
<p>（注1）聴力は、500・1,000・2,000Hzの音に対する聴力レベル値を、各々a・b・cとし、$(a+2b+c) / 4$により算出してください。</p> <p>（注2）幼少児においては、実施した自覚的、他覚的聴力検査の結果など、総合的な判断から求められるオーディオグラムを記載してください。</p>						
補聴器の 装用効果	右					
	左					
現在までの補聴器 装用の有無	右					
	左					
					（ 年 月 日実施）	
補聴器の種類 （処方）						
聴力検査を必要とするに至った経緯と補聴器が必要となった理由を記載してください。					耳鼻疾患の有無及び鼓膜の状況	
<p>1 意見書の記載は障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定医療機関の医師に限る。</p> <p>2 障害者総合支援法に基づく支給等を優先して受けるよう取り扱うこととする。</p>						
<p>上記のとおり意見する。</p> <p>年 月 日 所在地</p> <p>指定自立支援医療機関名</p> <p>医師氏名</p>						

様式第3号（第8条関係）

児童補聴器購入費等助成決定通知書

年 月 日

様

加古川市長

印

年 月 日付の児童補聴器購入費等の助成申請について
下記のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住所				
	(フリガナ) 氏名				
	生年月日	年 月 日	性別		
交付決定番号			交付決定日	年 月 日	
決定内容					
交付決定額		円			
補聴器販売事業者	名称				
	所在地				
	電話				
備考					

様式第4号（第8条関係）

児童補聴器購入費等助成券

交付番号				交付決定日	年 月 日	
氏 名		男・女		生年月日	年 月 日	
住 所						
保護者氏名				続柄		
補聴器本体		(個・台数)				
		<input type="checkbox"/> ポケット型				
		<input type="checkbox"/> 耳かけ型				
		<input type="checkbox"/> 耳穴型（レディメイド）				
		<input type="checkbox"/> 骨導式 ポケット型				
		<input type="checkbox"/> 骨導式 眼鏡型				
補聴システム		<input type="checkbox"/> FM補聴システム（一式）				
耳あて等交換		<input type="checkbox"/> 耳あて（イヤモールド）				
		<input type="checkbox"/> 耳穴型シェル（オーダーメイド）				
補聴器業者販売	名 称					
	所在地					
	電 話					
見積額			利用者負担額		公費負担額	
円			円		円	
上記のとおり決定する。 年 月 日						
加古川市長					印	
受領	受領年月日	年 月 日	受領者氏名		本人との関係	

様式第 5 号（第 8 条関係）

児童補聴器購入費等助成申請却下通知書

年 月 日

様

加古川市長

印

年 月 日付で申請のありました児童補聴器購入費等助成申請については、下記のとおり却下とすることに決定しましたので通知します。

対象者	住所			
	(フリガナ) 氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	
申請事項				
却下の理由				
備考				

様式第6号（第10条関係）

児童補聴器購入費等助成金請求書

年 月 日

加古川市長 様

(請求者)

住所

氏名

年 月 日付 第 号で決定のあった児童補聴器購入費等助成金について、
下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額（公費負担額） 円
- 2 補聴器購入等年月日 年 月 日
- 3 添付書類 領収書

受領方法	金融機関	() 銀行・信用金庫・農協 () 本店・支店・支所		
	預金種別 (該当を○で囲む)	1 普通 2 当座		
	支店番号		口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人			